

## VII. 中華人民共和国

<要約>

	概要	特徴
1. 金融制度概要	<p>○金融制度：銀行等の業態分類（機関数、根拠法、<b>2023</b>年12月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策銀行（3、1993年「金融体制改革に関する決定」等）</li> <li>商業銀行（大型商業銀行 6、株式制商業銀行 12、都市商業銀行 <b>125</b>、民営銀行 19、外資銀行等 41、農村商業銀行 <b>1,607</b>）、「商業銀行法（2015年改正）」</li> <li>農村合作金融機関（農村合作銀行 23、農村信用合作社 <b>499</b>、1996年「農村金融制度改革に関する決定」）</li> <li>新型農村金融機関（村鎮銀行/貸出公司/農村資金互助社 <b>1,667</b>）</li> </ul> <p>○外資銀行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国銀行が、41の現地法人と 114の支店、151の駐在員事務所を設置。外資銀行の総資産は <b>3.37</b> 兆元（<b>2019</b>年10月末）。</li> </ul> <p>○監督官庁：2018年3月、銀行業監督管理委員会と保険監督管理委員会が統合され、新たに中国銀行保険監督管理委員会が発足した。</p> <p>○預金保険制度：2015年5月1日より導入。元本と利息合計 50 万元までが保護対象となった。</p>	<p>○2019年2月、郵儲銀行は、大型商業銀行のカテゴリに組み入れられた。</p> <p>○預金保険ファンドの規模は、2018年末には 1,000 億元にまで達し、2019年5月、新たに預金保険基金管理会社が設立された。</p>
2. 中国郵政儲蓄銀行の概要	<p>○郵政儲蓄銀行（Postal Savings Bank of China Corporation Limited, PSBC）の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設立時期：2007年3月</li> <li>主要株主：中国郵政集団が 100%保有していたが、2015年12月に、総株式の 16.92%に相当する新株（451億元相当）を第三者割当増資として、戦略投資家（計 10 法人）に割り当て。2016年9月に香港取引所へ上場、中国郵政集団の出資比率は 83%から 69%に低下（<b>2023</b>年12月 <b>62.78%</b>）。</li> <li>窓口拠点数：約 4 万カ所</li> </ul>	<p>○中国郵政集団の売上高のうち、金融サービスによる収入は全体の約 8 割を占め、郵政儲蓄銀行が同グループの稼ぎ頭となっている。</p> <p>○郵政儲蓄銀行は、2019年12月に上海証券取引所（A株）へ上場。</p> <p>○口座維持手数料は、2021年12月以降は無料となっている。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• ATM設置数：約 <b>13万4,959</b> 台（<b>2023</b> 年 12 月末）</li> <li>• 主な融資先：三農（農業、農村、農民）、中小企業や地域コミュニティ向け等</li> <li>• 個人顧客数：<b>6億6,300</b> 万人（<b>2023</b> 年 12 月末）</li> <li>• 総資産：<b>15兆7,300</b> 億元（<b>2023</b> 年 12 月末）</li> <li>• 預金残高（個人）：<b>11兆7,557</b> 億元（<b>2023</b> 年平均残高）</li> <li>• 預金残高（法人）：<b>1兆4,529</b> 億元（<b>2023</b> 年平均残高）</li> <li>• <b>2023</b> 年の経常収益は <b>3,429</b> 億元、総利益は <b>864</b> 億元</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ <b>2023</b> 年末現在、郵儲銀行の <b>39,364</b> 店舗のうち、銀行支店が <b>7,685</b> 店舗、委託店舗（郵便局）が <b>31,679</b> 店舗となっている。銀行支店ではリテール向けサービスとして、預金、送金、ローン、デビットカード、クレジットカード、ウェルスマネジメント、その他金融サービスの仲介（保険等）など、幅広い金融サービスを提供している。</li> <li>◦ 委託店舗（郵便局）で取り扱うことができる金融サービスの内容は、<b>2016</b> 年に郵儲銀行と中国郵政の間で締結された「<b>Agency Banking Business Framework Agreement</b>」において定められている。具体的には、預金、送金、外国為替などのサービスを提供しているほか、各種金融サービスの取次ぎ（デビットカード、クレジットカード、電子バンキング、国債の売買、個人預金の認証、バンカシュアランス、投資ファンド、ウェルスマネジメント等）も行っている。</li> <li>◦ <b>2020</b> 年にはデジタル人民元のパイロットプログラムへの参画が承認されたことを受けて、デジタル通貨の利便性を高めるための独自システムの研究開発を継続している。</li> <li>◦ <b>2020</b> 年 12 月には子会社の郵惠万家銀行（<b>PSBC Youhui Wanjia Bank</b>）が政府系銀行として初めてデジタル銀行の免許を取得、地方活性化に資する金融サービスプラットフォームを目指し、<b>2022</b> 年 1 月に完全子会社である <b>YOU+Bank</b> を設立した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 郵儲銀行の中国国内にある店舗の地域別内訳は、中部が<b>29.6%</b>、西部が<b>26.3%</b>。金融インフラが不足している農村部や中部・西部の構成比が高くなっている。（<b>2023</b> 年 12 月末時点）</li> <li>• 郵儲銀行は、広範な店舗網が顧客からの信頼確保に大いに寄与していること、複雑な金融商品の販売にはスタッフによる対面での接客が不可欠と考えていることから、今後も引き続き、店舗網を強化する方針である。</li> <li>• <b>YOU+Bank</b> では、個人や中小企業向けの融資や国内外の決済、金融債の発行、外国為替の売買等、幅広いサービスを提供している。</li> </ul>
--	---

<p>3. 民間リテール金融機関</p>	<p>○リテール金融機関として、大型商業銀行に区分されている中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行、郵儲銀行があり、資産規模は <b>184 兆 4,996 億元</b>と、全体の <b>43.1%</b>を占めている（<b>2023 年末</b>）。</p>	
<p>4. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○フィンテック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人民銀行は <b>2019 年 8 月</b>、「フィンテック開発計画（<b>2019-2021</b>）」を公表し、フィンテックの重要性についてあらためて強調するとともに、計画の基本原則、開発目標、主要タスクを提示した。また、同行は <b>2022 年 1 月</b>に「フィンテック開発計画（<b>2022-2025</b>）」を公表。一層のデジタル化の進展やフィンテックに対する監督管理体制の形成、人材育成を図ることとしている。</li> </ul> <p>○モバイル決済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>急速に発展するモバイル決済市場を支えるのは、アリペイ、ウィーチャットペイといった銀行業以外の異業種からインターネット決済事業に参入した第三者決済機関と呼ばれる事業者である。</li> <li>電子商取引の進展やモバイルインターネットの普及に伴い、第三者決済機関は自社プラットフォームによる決済サービスを提供するだけでなく、クレジットカードの返済、公共料金の支払、金融商品の販売といったサービスの拡充を図り、決済額も急速に拡大した。</li> <li><b>国務院は2023 年12月に、ノンバンク決済機関に対する監督管理条例案を公表し、規制強化の報告を打ち出した。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同計画を受けて、中国の主要都市ではフィンテックのための「規制のサンドボックス（Regulatory Sandbox）」が相次いで導入されている。</li> <li>規制当局は、フィンテックサービスによる金融アクセスの拡大を評価しつつも、「一部オンラインプラットフォーム企業の金融サービスは無免許で運営されており、規制逃れや不公正な競争、消費者の権利の侵害など、重大な違反行為に関与している」ことを理由に、規制を強化する方向にある。</li> <li>条例案では、<b>ノンバンクが決済業務を行うためには認可が必要である旨、資本金規制や内部管理体制の強化等を規定している。</b></li> </ul>

○顧客接点における DX

・2024年1月24日現在、国内の銀行拠点数は225,290カ所となった。2019年6月からの4年半で、約8,000カ所超が閉鎖されている。他方で、各銀行の店舗は依然として、ブランドプロモーションを行う場であるとともに、ウェルスマネジメントやコンサルティングなどの対面サービスを提供するための場として重要な役割を果たしている。

- ・国内主要銀行は、大都市主要店舗の「スマート支店」への転換も積極的に進めている。スマート支店はAIや5Gの技術を活用し、サービスの自動化や視覚的識別、生体認証、音声認識、手続きの自動化などを通じて、サービス品質の向上と人件費削減を同時に実現することが期待されている。

○インターネット専門銀行

- ・民間銀行は、国内の有力企業が株主であることが特徴であり、テンセントやアリババといった大手IT企業が圧倒的なユーザー数を背景にインターネット専門銀行を設立しサービスを展開。

○デジタル人民元

- ・中国人民銀行は、パイロットテストを行うなどデジタル人民元の正式導入に向けた準備を進めており、2022年2～3月にかけて北京オリンピック・パラリンピックや2022年9月のアジア競技大会の開催地で実証実験を実施した。
- ・2023年6月現在、デジタル人民元を使用した取引は1.8兆元、取引件数は9.5億件に達した。同年12月には、シンガポールとの間で、両国の旅行者がデジタル人民元を使用するパイロット・プロジェクトの開始が発表された。

○中国政府としては、通貨をデジタル化することにより、マネロンや脱税の監視強化、現金の輸送・保管コストの削減、僻地における金融サービスの拡充、ユーザーの利便性の向上が狙い。

- ・2024年5月には、香港の住民も中国の銀行口座を持つことなく、アプリでデジタル人民元のウォレットを開設し、中国で買物をする事ができる旨発表された。

○生成AIの活用

- ・2023年7月に主要国では初めて生成AIの規制に関する法律が公布された。国家の安全と利益を脅かす生成AIの禁止が明記されている。また、2024年5月には、生成AIセキュリティ要件という規制案が発表された。

○金融包摂

- ・2016年1月、国務院は「金融包摂推進発展計画（2016-2020年）」（以下、「計画」）を公布し、小規模零細企業や農民、低所得者層、貧困層等を重点的な対象とし、従来の金融システムでは十分な金融サービスが受けられなかった人々に対しても均等な機会を供与する方針を示した。
- ・「計画」の発表を受け、銀保監会（銀監会）、財政部、人民銀行も金融包摂に関連する政策を発表。農村や貧困地域における金融サービスの拡充、小規模零細企業向け融資の奨励を図った。

○高齢化対策

- ・国家評議会情報が2020年11月に「スマートテクノロジーの利用が困難な高齢者向けの実施計画」を公表。従来サービスの維持に加えて高齢者が適応できるようなスマートな製品やサービスの提供・推進を図ることとした。

○中国政府は2021年、大型商業銀行5行を中心に、引き続き小規模零細企業向け貸出を前年比30%拡大させる方針などを発表。

・銀行拠点網や銀行口座、銀行カード保有数の普及は徐々に進展。個人の銀行口座数は144億6,500万口座となった（2023年12月末）。

・小規模零細企業向け融資も政策支援もあり、改善傾向にあり、2018年末時点において前年比+18%の8兆元に達した。

・2020年11月実施の国勢調査によると、総人口14.1億人で65歳以上の高齢者は1.9億人であり、高齢化率は13.5%である。